

令和4年第9回

印西市教育委員会定例会会議録

令和4年9月22日（木）

令和4年第9回印西市教育委員会定例会会議録

日時：令和4年9月22日(木)午後2時

場所：印西市役所4階 41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告

(議事日程)

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 教育長報告

日程第 4 議案第1号

印西市立小学校の学校医の委嘱について

日程第 5 議案第2号

印西市立小学校の学校歯科医の委嘱について

日程第 6 議案第3号

印西市学校給食センター運営委員会への諮問について

日程第 7 議案第4号

令和5年度印西市立幼稚園入園児募集について

日程第 8 その他

4. 閉 議
5. 閉 会

教育長及び出席委員(5名)

	教 育 長	大 木	弘
1 番	教育長職務代理者	大 野 忠	寄
2 番	委 員	寺 田 充	良
3 番	委 員	鈴 木 裕	枝
4 番	委 員	栃 尾 知	子

欠席委員(なし)

説明のため出席した職員(6名)

教 育 部 長	土 屋 茂 巳
教 育 部 副 参 事 (教育総務課長事務取扱)	伊 藤 章
学 務 課 長	佐 久 間 庸 夫
指 導 課 長	石 川 真 樹 子
学 校 給 食 課 長	海 老 原 裕 之

生涯学習課長 鈴木 圭 一

職務のため出席した職員(3名)

教育総務課
課長補佐 秋 本 康 一
教育総務課
総務係係長 荒 川 由 弥
教育総務課
総務係主査 石 原 祐 之

(14時00分)

(開会の宣告)

教 育 長

ただいまより、令和4年第9回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

(出席者の報告)

教 育 長

本定例会の出席職員につきましては、印西市教育委員会会議規則第14条の規定により、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、学校給食課長、生涯学習課長、教育総務課職員です。

(開議の宣告)

教 育 長

それでは、これより開議いたします。

(議事日程の報告)

教 育 長

本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。ご了承願います。

(会議録署名委員の指名)

教 育 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、2番、寺田委員を指名します。

(会期の決定)

教 育 長

日程第2 会期の決定を行います。

本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

(教育長報告)

教 育 長

日程第3 教育長報告を行います。

それでは、経過報告から申し上げます。

8月15日月曜日、戦没者を追悼し平和を祈念する事業が文化ホールで執り行われました。昨年までは市役所庁舎の玄関前で行っていたのですが、暑さ対策ということもあり、文化ホールで実施をいたしました。

23日火曜日、学校運営研修会閉講式が大森小であり、出席をいたしました。

31日水曜日、第3回学校適正配置審議会が市役所で開催され、出席をいたしました。

9月1日木曜日、令和4年第3回市議会定例会が市役所で開会されました。会期は、9月30日までの予定でございます。

7日水曜日、令和4年第2回教育委員会臨時会が市役所で開催されました。委員の皆様にもご出席をいただき、誠にありがとうございました。

12日月曜日、教育事務所長学校訪問が小林小、滝野中であり、同行いたしました。

13日火曜日、同じく教育事務所長学校訪問が船穂小、船穂中であり、同行いたしました。

15日木曜日、同じく教育事務所長学校訪問が木刈中であり、同行いたしました。

16日金曜日、政策調整会議が市役所であり、出席をいたしました。

20日火曜日、第5回市教頭会議が教育センターであり、出席をいたしました。

22日木曜日、本日ですが、令和4年第9回教育委員会定例会が開催されております。

行事予定でございます。

9月24日土曜日、印旛地区青少年相談員連絡協議会つどい大会が松山下公園総合体育館であり、出席をする予定です。

25日日曜日、第28回関東大学女子駅伝対校選手権大会が内野小学校であり、出席をする予定です。

26日月曜日、印旛郡市文化財センター第115回理事会が佐倉市であり、出席をする予定です。

30日金曜日、市の行政改革推進本部会議が市役所で開催され、出席をします。

10月3日月曜日、教育長・教育委員任命書交付式が市役所であり、出席をする予定です。先ほどの9月1日開会の市議会定例会におきまして、私、教育長大木弘と栃尾委員の再任の議案が提出されまして、それぞれ同意されております。

同日、3日ですが、令和4年第10回教育委員会定例会が市役所で開催される予定でございます。

以上でございます。

何かご質問ございますでしょうか。

各 委 員
教 育 長

なし

ありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行については、教育委員会会議規則第26条の2の規定により、大野教育長職務代理者をお願いいたします。よろしく願いいたします。

職 務 代 理 者
(議案第1号)
職 務 代 理 者

それでは、これより議事の進行を行わせていただきます。

日程第4 議案第1号 印西市立小学校の学校医の委嘱についてを議題

とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指導課長

議案第1号 印西市立小学校の学校医の委嘱について。

印西市立小学校の学校医を次のとおり委嘱する。

令和4年9月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

ご説明いたします。

これは、小倉台小学校の学校医の定期異動による退任に伴いまして、日本医科大学千葉北総病院小児科部長からの推薦を受け、井出彩香医師を学校医として委嘱するものでございます。

任期は、令和4年10月1日から令和6年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

各委員

なし

職務代理者

質疑なしと認めます。

議案第1号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

職務代理者

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

(議案第2号)

職務代理者

日程第5 議案第2号 印西市立小学校の学校歯科医の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指導課長

議案第2号 印西市立小学校の学校歯科医の委嘱について。

印西市立小学校の学校歯科医を次のとおり委嘱する。

令和4年9月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

ご説明いたします。

これは、原小学校の次年度の入学予定児童数が230名を超えることにより、これまで学校歯科医1名で対応しておりましたが、1名増員とするものでございます。

市の歯科医師会の推薦を受け、きおろし歯科の谷岡芳江医師を学校歯科医として委嘱するものでございます。

谷岡医師は、現在、木下小学校、船穂中学校、もとの幼稚園の学校歯科医としてご活躍いただいておりますが、原小学校も加わり、3校1園を担当されることとなります。

職務代理者
各委員
職務代理者

任期は、令和4年10月1日から令和6年3月31日まででございます。
説明は以上でございます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第2号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

各委員
職務代理者

(議案第3号)
職務代理者

日程第6 議案第3号 印西市学校給食センター運営委員会への諮問についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学校給食課長。

学校給食課長

議案第3号 印西市学校給食センター運営委員会への諮問について。

印西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則第8条第2項の規定により、印西市学校給食センター運営委員会に次のとおり諮問する。

令和4年9月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

ご説明いたします。

今後の学校給食費の在り方について(諮問)。

1、諮問事項につきましては、今後の学校給食費の在り方についてでございます。

2、諮問理由(1)趣旨につきましてご説明いたします。

印西市の学校給食費の額は、現在、小学校が1食当たり267円、月額にして4,620円、中学校が1食当たり297円、月額にして5,140円としており、この額は平成26年4月の消費税率5%から8%への改定に伴う価格の改定以降、8年間見直しが行われておりません。

国が公表しております食品の消費者物価指数の推移を見ますと、平成26年4月以降は上昇と下降を繰り返しながら、総体的には緩やかに上昇してまいりましたが、ここ数か月間は、昨今のエネルギー価格の高騰や円安などの影響により、急激に上昇している状況でございます。

食品価格の高騰は、献立の作成や食材の仕入れなどの面で学校給食の運営にも影響が出ており、学校給食法では、賄材料費相当額を児童・生徒の保護者の負担としておりますことから、これら食品価格の高騰を踏まえた今後の学校給食費の在り方について当運営委員会で審議し、答申をいただくものでございます。

次に、(2)審議事項につきましては、今後の学校給食費の在り方につ

いて審議をお願いするものです。

説明は以上でございます。

なお、昨今の急激な物価高騰に相当する額の賄材料費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象とされたことから、その活用に向け、既に県を通じて国に実施計画を提出しております。まずは必要となる賄材料費の予算を確保するため、令和4年8月10日に開催の第8回印西市教育委員会定例会で可決をいただきました補正予算案、金額といたしまして2,325万2,000円を令和4年第3回市議会定例会に上程しているところでございます。

説明は以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

栃尾委員。

栃尾委員

まずは、大変な社会情勢の中、給食費の値上げをせず、見えないところで努力してくださったことだと思います。ありがとうございます。

確認したいことがあるんですけども、今現在、食費の負担ということで1食当たり267円とありますが、全ての経費を含んだ上での1食当たりの金額をまず聞きたいんですが。

職務代理者

学校給食課長。

学校給食課長

全ての経費ということで、概ね1食当たり1,000円弱程度の金額がかかると聞いております。

その中で賄材料費相当額部分が、小学校で267円、中学校で297円になります。

職務代理者

栃尾委員。

栃尾委員

ありがとうございます。

最近の報道によると、食品の値上がりではなく、保護者の負担が高まり、子育て世帯の家計を支える狙いで給食費を無償化する自治体も相次いでいると耳にしているので、そういった今の社会の流れを見つつ、今後の学校給食費の在り方について審議していただけたらと思っております。

職務代理者

学校給食課長。

学校給食課長

質問に対しましてお答えをさせていただきます。

この諮問による審議としては、昨今の社会情勢なども十分に踏えながら、今後の在り方ということで、これまで8年間給食費を改定してこなかった部分を含め、今後の改定のタイミングや方法、方向性などを議論をし、より良い方向性を出していきたいと考えているところでございます。

職務代理者

ほかに質疑はありませんか。

寺田委員。

寺田委員

食材についてなんですけれども、今日もアメリカのFRBで金利の値上げをしたり、日銀の黒田さんが金融をそのまま緩和維持するというこ

とで、ドル高円安がさらに進むと思うんですけれども、その辺とウクライナ戦争による穀物の不足、そういう問題が重なっているために食品価格が上がっていると思うんです。穀物や野菜は、中国が化学肥料の輸出を禁止しているために肥料が大体倍ぐらいの値段になっています。なので、農家の人は大変苦しい状態だと思うんです。ただ、これは多分、短期間には解決しないけれども、いずれ緩和されると私は思うんです。

ですから、一時的な値上げで1食当たりの単価が高くなってしまふ分については上限を設けて、それ以上の価格については、できれば市のほうで補填するという事しかないと思うんです。

他の都市では、全額食費を市で負担するという話もありますけれども、それはかなりの高額になります。家庭で一切子どもの食費は出さない、全部市にお任せというのはいかがなものかと思しますので、ある程度の金額は家庭で負担するというのは当たり前だと私は思います。

ですので、できればこの辺までという上限を決めて、それ以上の分については市で補填するのがベストだと思います。

職務代理人
学校給食課長

学校給食課長。

上限を設けるといふようなお話も、運営委員会の中で出てくるかと思えます。完全無償化という形になりますと、印西市では、賄材料費全体で約5億7,000万円ほどかかっていますので、毎年それが公費負担になります。

今、寺田委員からお話がありましたことも含めまして、いろんなお話を運営委員会の中でいただいて、答申をまとめられればと考えているところでございます。

職務代理人
寺田委員

寺田委員。

野菜を出荷している生産者との間少し話をしてきたんですけれども、例えば大根は、重さを基準に大きいとか小さいとか曲がっているとか、そういうものも含めて納められるので、給食センターに納品している業者の方はすごく喜んでいてと思います。

お米についても、実は一昨年よりも玄米の値が上がっているんです。それは、農業後継者がいなくなるという問題と肥料の値上がりの問題がありまして上がっているものです。お米については急激な上がりはないと思いますけれども、野菜は価格の変動が激しいものになりますので、その辺を考慮してもらえればと思います。

職務代理人
学校給食課長

学校給食課長。

学校給食センターとしましても、地元の野菜を安く買えるということ是非常にメリットがある話ですので、引き続き努力してまいりたいと考えています。

職務代理人
各委員
職務代理人

ほかに質疑はありませんか。

なし

よろしいですか。

各 委 員
職 務 代 理 者

(議案第4号)
職 務 代 理 者

学 務 課 長

これで質疑を終わります。

議案第3号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 令和5年度印西市立幼稚園入園児募集について
を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

議案第4号 令和5年度印西市立幼稚園入園児募集について。

印西市立幼稚園管理規則第18条の規定により、令和5年度印西市立幼稚園入園児を別紙のとおり募集する。

令和4年9月22日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。

次のページ、令和5年度入園児募集要項(案)をご覧ください。

1、入園募集でございますが、令和5年度の各幼稚園における新入園児の募集定員は、瀬戸幼稚園は4歳児、保育年数2年、定員105名、もとの幼稚園は3歳児、保育年数3年、定員105名でございます。

瀬戸幼稚園入園を希望される保護者様へということで、今回の募集要項の中で、瀬戸幼稚園のもとの幼稚園への集約化についてのお知らせを載せました。

令和6年4月に瀬戸幼稚園のもとの幼稚園への集約化を予定しておりますので、令和5年度まで入園募集はいたしますが、令和5年度に年中、4歳児に入園した場合、年長、5歳児に上がる際は、もとの幼稚園に転園いただく予定となります。

詳細につきましては、別添の「印西市立幼稚園のあり方に関する方針」について(お知らせ)をご覧ください。これは、令和3年6月に瀬戸幼稚園の保護者にお知らせをし、7月に地元で地区回覧したものと同様のものになりますが、募集要項と併せて添付いたします。

なお、集約化につきましては、本年度中に条例、規則等の改正を行ってまいります。

2、入園資格につきましては、(1)印西市に住所があること、(2)瀬戸幼稚園は4歳児、もとの幼稚園は3歳児となっております。

3、入園受付につきましては、瀬戸幼稚園、本埜公民館の2か所でございます。日時につきましては、記載のとおりです。

なお、いずれの会場でも各園の入園の受付をいたします。また、出願

時に、お子さんの状況を把握するために面接を行います。

4、抽選会でございますが、入園受付終了時点で受付人数が定員を超えた場合は、公開による抽選会を行います。

ただし、令和5年度も引き続き兄弟が同園に在籍する場合に限り、抽選を免除することといたします。

なお、抽選の有無は、11月9日水曜日に市ホームページ及び各園玄関にて公表し、抽選となった場合は、後日通知文を送付いたします。抽選会を実施しない場合は、個別面談の通知のみの送付となります。

抽選会場と日時は、本埜公民館、11月18日金曜日、午前10時から午前11時となっております。

5、入園決定でございますが、各幼稚園にて以下の日程で個別面談を実施した後に、園長の許可をもって入園決定となります。個別面談の詳細については、後日、教育委員会学務課から通知いたします。

決定日は、瀬戸幼稚園、もとの幼稚園ともに12月9日金曜でございます。

6、教育時間等についてですが、(1)教育時間は午前9時から午後2時、月曜日から金曜日の標準時間4時間です。

ただし、登園、降園時間をずらすことや短縮日課を行うことがあります。また、行事等により、土曜日や休業日に登園することがあります。

(2)休業日は、記載のとおりです。小・中学校と同様になります。

(3)送迎バスは、瀬戸幼稚園については印旛中学校区、もとの幼稚園については本埜小学校区及び滝野小学校区への運行があり、利用できません。

(4)給食は、業者委託による給食と牛乳の提供があります。

7、費用につきましては、(1)保育料は無償、(2)送迎バス利用者負担金、これは利用者のみになりますが、月額1,200円となります。

(3)給食費は保護者負担となります。月額4,500円を徴収し、年度末に実績により精算します。

(4)諸費用として、以上のほかに教材や制服の購入費及び月々の諸費用が別途かかります。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

それでは、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

私のほうから1つ聞いてよろしいですか。

この印西市立幼稚園のあり方に関する方針ということで、去年の6月の段階で保護者にこの通知を出されたということですが、それで、瀬戸幼稚園がもとの幼稚園に移行することは、現保護者のほうで、納得していただいたということで理解してよろしいですか。

学務課長。

コロナの感染状況がございましたので、直接保護者の方への説明会は

職務代理人
各委員
職務代理人

学務課長

実施しておりませんが、こちらの方針についてのお知らせを保護者の方にお渡しして、その後、これについての反対等のご意見等はございませんでした。

職務代理者 コロナの影響もあるでしょうが、保護者に対して説明会の計画はされているのでしょうか。

職務代理者 学務課長。

学務課長 こちらの入園募集の中で入園対象の方にはお知らせするとなっておりますが、現の保護者の方には既にお知らせの文書等も渡しておりますので、現在のところは説明会を実施するという事は考えていません。

職務代理者 分かりました。

これで質疑を終わります。

議案第4号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 異議なし

職務代理者 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

(その他)

職務代理者 日程第8 その他について何かありますか。

学務課長。

学務課長 それでは、学務課からよろしく申し上げます。

3点ございますが、全て共通しておりますので、まず、原小学校区、その後、西の原小学校区、内野小学校区における施設教室数不足の対応につきましてご説明いたします。

8月31日に印西市学校適正配置審議会を開催し、原小学校区、西の原小学校区、内野小学校区に係る施設教室数不足の対応案について審議いただきましたので、その結果をご報告いたします。

まず、原小学校区における施設教室数不足の対応案についてですが、資料の1ページをご覧ください。

現在、業者委託により木刈、原山、西の原及び滝野中学校区における児童・生徒数等の推計を行っているところですが、令和4年7月に推計の中間報告がありました。結果につきましては、速報値でありますため今後数値が変わる場合はございますが、原小学校につきましては令和10年度にピークとなり、児童数1,813人、学級数は62学級となる見込みでございます。保有する普通教室数は46教室でございますので、差引き不足する教室は16教室となります。

そこで、2ページのⅢ、原小学校区における施設教室数不足の対応案をご覧ください。

1の事務局により検討した対応案でございますが、全部で6つの案がございます。

案1、原小学校敷地内への増築。

案2、西の原小学校区への通学区域の変更（西の原小学校敷地内への増築）

案3、旧草深小学校用地を活用した原小学校分校の建設。

案4、高花小学校の余裕教室を活用した原小学校分校の設置（高花小学校敷地内への増築）

案5、原小学校区内への小学校の新設。

案6、西の原中学校敷地内に原小学校分教室の設置（西の原中学校敷地内への増築）の全6案となります。

この6つの対応案の検証につきましては、2ページから7ページに記載のとおりでございます。

審議会でこれらの案について審議していただきましたところ、実現可能な案としては案1と案6に絞られ、その2案について審議をしていただきました。

案1、原小学校敷地内への増築は、原小学校敷地内に20教室程度の校舎を増築するものでございます。別途に原小学校の図面をご用意しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

案1につきましては、審議会の委員の皆様から、グラウンドが狭くなるという最大の欠点はあるが、全員原小学校に通える良さがある。何とか工夫して、グラウンドが狭くならないように、敷地内の中庭、プールなどに分けて増築できるといいといったご意見がございました。

続いて、案6、西の原中学校敷地内に原小学校分教室の設置でございますが、この分教室の手法については、千葉市立新宿小学校の対応事例がございますので、10ページ、別途の参考資料、千葉市立新宿小学校分教室の開設についてをご覧ください。

これは、千葉市において、新宿小学校区域内のマンション開発による児童数急増が要因となり、6年生全員、4学級118人が使用する分教室を新宿中学校敷地内の校舎増築で対応した事例でございます。詳しくは資料のとおりになっております。

では、6ページにお戻りいただいて、別途西の原中学校の図面もご用意しておりますので、そちらをご覧ください。

案6につきましては、原小学校の6年生だけでは教室数不足が解消しないため、西の原中学校に原小学校の4年生と6年生の児童を受け入れるための分教室用校舎を増築して対応するものでございます。

案6については、審議会の委員の皆様から、学年の分離により、教育指導面や学校運営面の影響が心配である。原小学校までの通学距離より、西の原中学校までの通学距離が遠くなってしまいう児童がおり、安全面で課題がある。西の原中学校へは自転車通学の生徒もおり、同じ区域に住む児童が西の原中学校に通学するとなると、通学手段の検討が必要であるといったご意見がございました。

委員の皆様からは、案1、案6で判断に迷うといった意見がございましたが、審議会としては、必要な教室数を令和7年度までに確保するために、案1で原小学校のグラウンド以外に増築することができないのであれば、緊急性や小学校と中学校の両方でのメリットを考慮すると、安全面や教育面を工夫すれば6案で進めていくことがよいのではないかとというご意見もいただきました。

審議会後に、審議会委員の皆様のご意見を踏まえ、改めて事務局で対応案を検討いたしました結果、案6は、児童の学習環境を保証できるメリットはございますが、学年を分離することで教育指導面や学校運営面の影響が懸念されること、西の原中学校のプールがなくなること、中学校までの遠距離通学といった安全面の課題があることから、グラウンドは狭くなりますが、総合的に判断した結果、教育委員会としては案1の原小学校敷地内への増築案をもって、今後保護者との意見交換会を行ってまいりたいと考えております。

それでは、続きまして、別紙の西の原小学校区における施設教室数不足の対応案についてを、ご覧ください。

それでは、3、今後の対応案でございますが、西の原小学校につきましては、令和5年度については特別支援学級の教室を工夫することにより対応可能であると考えております。

しかし、令和6年度から施設教室数が不足する恐れがあるため、早急に隣接する高花小学校と連携した通学区域制度の弾力的な運用を実施し、児童数増加の緩和への対応を行いながら児童数の推計を注視し、学校施設の増改築の必要性を検討してまいりたいと考えております。

そこで、4の西の原小学校区における隣接する高花小学校と連携した通学区域制度の弾力的な運用(案)についてご説明いたします。

(1)対象地区は西の原小学校区の全部の区域です。

(2)対象区域の指定校は西の原小学校、進学先は西の原中学校になります。

(3)学区外就学の対象校は高花小学校、進学先は船穂中学校となります。

(4)運用開始日は、令和5年4月1日からでございます。

続いて、内野小学校区における施設教室数不足の対応案についてをご覧ください。

3の今後の対応についてでございますが、内野小学校につきましても、令和6年度から施設教室数が不足する恐れがあるため、早急に、隣接する原山小学校と連携した通学区域制度の弾力的な運用を実施し、児童数増加の緩和への対応を行ないながら児童数の推移を注視し、学校施設の増改築の必要性を検討してまいりたいと考えております。

そこで、4ですが、内野小学校における隣接する原山小学校と連携した通学区域制度の弾力的な運用についてご説明いたします。

(1)対象地区は、内野小学校区の全部の区域です。

(2)対象地区の指定校は内野小学校、進学先は原山中学校になります。

(3)学区外就学の対象校は原山小学校、進学先は指定校と同じ原山中学校になります。

(4)運用開始日は、令和5年4月1日からでございます。

説明は以上でございます。

職務代理者

それでは、この件につきまして、質疑はありませんか。

鈴木委員。

鈴木委員

原小学校区における施設教室数不足の対応案についてなんですが、これは今、審議会のほうで話し合われている最中だと思います。原小学校区の資料の7ページにあるまとめで、案の1から6について、その実現可能性という記載がありますけれども、一番実現可能性のある案6を、私は千葉市立新宿小学校の分教室開設という資料を拝見させていただいて、すごく斬新だけれども、すごくいい案だなと思いました。

ここから質問なんですけれども、6年生の一学年だけでは対応し切れないということで4年生と6年生が対象になるということですが、5年生、6年生という組合せではなく、なぜ4年生、6年生なのかということをご説明いただきたいと思います。

職務代理者

学務課長。

学務課長

実は千葉市の新宿小学校を直接視察させていただきまして、その際に、新宿小学校でも当初5年生、6年生の組合せを考えていたということもあったようです。

しかしながら、やはり高学年の5年生、6年生が学校から抜けるということは、本校の学校運営全体にも非常に影響があり、実施するのは非常に難しいのではないかとということであったようです。検討の結果、最終的には、教室数が足りましたので6年生だけの対応となりましたが、5年生は難しいという意見があったとのことでした。

そういった事例も踏まえまして、実際に学校運営を考えた場合に、やはり高学年が学校全体をまとめていくという、そういった役割もございますので、今回、学校運営上、5年生を残して4年生と6年生を分教室へ移動という案を考えさせていただきました。

職務代理者

鈴木委員。

鈴木委員

分かりました。

ちょっと盲点でした。小学校が1年生から6年生までいる、その意味とか意義とか活動の内容ということを考えると、確かに高学年が2学年抜けてしまうということが、小学校のほうでも大変だということが今、理解できました。

ただ、人数だけを考えた場合は5、6年生が中学校の分教室へ移動する場合、中学校への進学のことを考えると同じ敷地の中に通うので、行き

やすいということも一つのメリットとしてあるのかなと思ったものですから。5、6年生という形はどうかなと思ったんですけども、確かに小学校のほうで高学年が抜けてしまい、4年生までしかいないというと、いろんな面でデメリットもあるのかなということで、今、気づきました。

すごく難しい問題だなと思ひまして、建物だけのことで考えると確かに実現可能性が一番高いのかなと思ひますが、学校運営ということで考えていきますと、児童の教育面で、一番難しい部分があるのかなということが分かりました。

これはまだ決定ではないと思ひますので、今後、よりよい道を模索していただければなと思ひます。ありがとうございます。

職務代理者

ほかに質疑はありませんか。

栃尾委員。

栃尾委員

先ほども鈴木委員がおっしゃっていたとおり、教育上の支障というところが出てくると思ひますけれども、3ページの小学校設置基準の中にあります下の部分で、教育上支障がない場合は、この限りではないとありますけれども、一応、この教育上の支障という意味の捉え方、どのように考えていらっしゃるのか確認させていただいてもよろしいですか。

職務代理者

学務課長。

学務課長

小学校設置基準の中で規定されておりまして、その運動場の面積は3ページ上限の別表にあるとおりですが、実際はこの基準に達しない場合もございます。

実際にそれが基準よりも狭くても、色々な工夫によって学校運営や教育活動が行えるというような状況である場合、というふうに私は理解はしています。

以上でございます。

職務代理者

栃尾委員。

栃尾委員

それを踏まえて、西の原中学校の校舍増築の件が出ていますけれども、中学校にプールがなくなるというところの教育上の支障というのはあるのでしょうか。

職務代理者

学務課長。

学務課長

中学校の学習内容につきましては、国が定めています学習指導要領の中に内容が規定されております。

その中で、体育としての水泳学習については、中学校で必ずやらなければいけないという規定にはなっていないので、学習指導要領からしますと必須ではないと捉えてよろしいかと思ひます。

ただ、市内のほかの中学校が水泳指導をやっている中で、西の原中学校ではプール指導ができないということになりますと、今後どのようにして水泳学習を中学校で進めたらいいのかということ、あるいは小学校

も分教室を実施した場合にプールはございませんので、水泳学習をどのように実施していくかということについては、今後検討してまいりたいと思っております。

栃尾委員
職務代理者
鈴木委員

分かりました。

鈴木委員。

参考までになんですが、プール指導の件ですけれども、私が中学校時代にはプールはございませんでした。

それと、これは文京区にあります大塚小学校なんですが、夏の間、プール指導が必要なときにはプールになっていまして、プール指導の夏が終わりますと、その上に蓋をしてしましまして、グラウンドの一部になります。そういった対応の仕方も可能かと思しますので、工夫次第だと思います。

職務代理者
各委員
職務代理者

ほかに質疑はありませんか。

なし

よろしいですか。

それでは、ほかにその他、何かありますか。

生涯学習課長。

生涯学習課長

生涯学習課から3点ほど報告があります。

まず1点目ですが、成人年齢引下げに伴う成人記念式典の名称についてでございます。

民法改正に伴いまして、今年4月より成人年齢が18歳に引き下げられました。印西市は現行のとおり、当該年度で二十歳になる方を対象とした式典を開催いたします。その後、名称について検討したところですが、令和3年及び令和4年成人記念式典運営委員会に意見を伺いまして、二十歳を祝う会が選ばれ、令和3年12月22日に開催いたしました青少年問題協議会においても承認されましたので、今後、市として二十歳を祝う会を名称として実施してまいります。

次に、2点目ですが、令和5年印西市二十歳を祝う会についてご説明いたします。

1の目的ですが、二十歳になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を励ますこと。また、式典の企画に携わり、様々な面で役割を担っていくことにより、これからの人生に役立ててもらふこと、以上の2点を主な目的として開催いたします。

次に、2、3、4の主催、主管、運営でございますが、主催は印西市と印西市教育委員会、主管課につきましては事務局として生涯学習課が担当いたします。また、運営につきましては、対象となる方で組織される令和5年印西市二十歳を祝う会運営委員会運営スタッフが行います。

次に、5の期日ですが、令和5年1月8日日曜日に開催いたします。

次に、6の場所でございますが、松山下公園総合体育館で行います。

次に、7の日程でございますが、今年度につきましても、新型コロナ

ウイルス感染防止のため、開催方法につきましては、対象地区を分けて2部制で実施いたします。日程の詳細については、1部、2部とも記載のとおりでございます。

次に、8の式次第ですが、式典の内容につきましても、できるだけ簡素化し、短時間で終わる内容といたします。

今年は、実行委員会の皆様からのご意見で、それぞれが卒業した中学校の恩師からのビデオメッセージを当日放映する予定でございます。

次に、9の対象地区でございますが、第1部と第2部の中学校につきましては、資料に記載のとおりでございます。

次に、10の対象人数でございますが、令和4年7月31日時点におきまして市内在住の平成14年4月2日から15年4月1日までに生まれた方で、1,020人いらっしゃいます。第1部は589名、第2部は431名でございます。

次に、11、12の来賓、その他でございますが、感染防止対策及び式典の簡略化と時間の短縮のため、議長のみといたします。

なお、国会議員、県議会議員の方、市議会議員の皆様方からのお祝いのメッセージにつきましては、一覧にして当日配布するほか、掲示をして、自由に閲覧できるようにしたいと考えております。

3点目ですが、市指定無形民俗文化財のいなぎの獅子舞公開事業ですが、新型コロナウイルス感染防止のため、中止という連絡が獅子舞保存会からございました。

説明は以上でございます。

職務代理者
各委員
職務代理者

この件につきまして、質疑はありませんか。

なし

よろしいですか。

質疑なしと認めます。

それでは、これで日程第8 その他を終わります。

学校給食課長。

学校給食課長

発言の訂正をお願いします。

先ほど、議案第3号 印西市学校給食センター運営委員会への諮問についての質疑におきまして、栃尾委員から、学校給食費について全ての経費を含めると1食当たり幾らになるのかという質問がございました。1,000円弱との答弁をしましたが、正しくは約800円でございますので訂正をお願いします。

職務代理者
各委員
職務代理者

それでは、ほかにその他、何か、よろしいですか。

なし

はい、分かりました。

それでは、これで日程第8 その他を終わります。

それでは、私の議事進行役はこれで終了し、進行を教育長にお戻しします。よろしく申し上げます。

教 育 長

ありがとうございました。

それでは、最後に事務局から次回の教育委員会会議の開催日等について連絡があります。

教育総務課長、お願いします。

教育総務課長

次回、令和4年第10回印西市教育委員会定例会につきましては、10月3日月曜日、午後2時から、こちら41会議室で行う予定でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

教 育 長

ありがとうございました。

10月3日月曜日、午後2時からということでございます。よろしく願いいたします。

(閉議の宣告)

教 育 長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

(閉会の宣告)

教 育 長

令和4年第9回印西市教育委員会定例会を閉会します。

どうもお疲れさまでした。

(15時00分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年9月22日

教 育 長	大 木	弘
署 名 委 員	寺 田	充 良